

元禄大地震と宝永富士山噴火 その1

—相模国小田原藩の年貢データから—

馬場弘臣 教育研究所教授

〔論文〕

The Genroku Earthquake and Eruption of Mt. Fuji vol.1: From the Data of Land Tax in Sagami Province Odawara Feudal Clan

Hiroomi BABA

Professor, Tokai University Higher Education Research Institute

The big earthquake which occurred in 1703 and the eruption of Mt. Fuji in 1707 had long-term influence to local community. In this study, we got the process leading to recovery from the disaster and draw the outline about it by analyzing the secular change data of land tax store in Odawara feudal clan which was most severely damaged. Odawara feudal clan had two areas, Kanto area focusing on Odawara (Kanagawa prefecture) and Kansai area focusing on Osaka (Osaka prefecture), we analyzed both areas. As a result, at Kanto area which especially had large disaster, we suggest that *tagata* land tax (payment of rice) had five innovation periods in 1755, 1770, 1787, 1794 and 1822, on the other hand *hatakata* land tax (payment of money) had innovation periods in 1807 and 1827. In addition, we determined it needs 100 years to recover the level of *tagata* land tax as before the two disasters occurred.

Accepted, Jan. 6, 2015

1. 本稿の課題—歴史災害と文明—

2014（平成26）年の暮れには、東日本大震災が起きた3月11日を「東日本大震災の日」と定める法案が提出されたというニュースが、マスコミの各社から一斉に報道された。この2014年も9月27日には長野県と岐阜県の県境にある御嶽山が突如噴煙を上げ、戦後最大という被害者を出した。また、11月22日には長野県北安曇郡白馬村を震源とする、マグニチュード6.7、最大震度6弱の神城断層地震が発生している。2011（平成23）年の大震災から3年以上を過ぎたが、“災害列島”とも称される日本では、地震や火山の噴火以外にも、台風や暴風雨、豪雪、干害など、気候変動による自然災害も多い。これに火災や飢饉などの人災的要素の強い災害も含めれば、その数は計り知れない。このような災害のうち、歴史時代に発生した災害を“歴史災害”と呼ぶが、例えば北原糸子他編『日本歴史災害事典』によれば、“歴史災害”という語には、そうした狭義の意味に留まらず、「今後の防災上の視点からも社会に何らかの影響をもつ災害を取り上げる」ことを編集上の意図として込めているという¹。本プロジェクト

「震災復興と文明」に即して言うならば、それは「歴史災害と文明」の問題と置き換えてもいいかも知れない。歴史上に起こった災害には、その時代時代に応じた、または地域に応じた、さらにはその「文明」の展開度に応じた対応があって、それぞれが現代社会に鋭い課題を突きつけてくるからである。それだけに“歴史災害”は、さまざまな専門領域の研究者が叡智を集結し、実態を解明し、それぞれの研究を尽して、歴史に記録しておくべき災害の総体ということもできよう。

筆者が研究対象としている江戸時代の相模国さがみのくに（神奈川県）小田原藩領もまた、そうした面からみれば数々の災害の歴史に彩られているといっても過言ではない。特に18世紀のはじめに立て続けに起きた元禄の大地震と宝永の富士山噴火は、その後の小田原藩の政治、経済、社会、文化のあらゆる方面を規定し続ける大災害であった²。

元禄の大地震は、元禄16年11月23日、西暦にすると1703年12月31日の午前2時頃、房総半島の南端（現在の千葉県野島崎あたり）を震源とする推定マグニチュード8.2の大地震で、犬吠埼（千葉県銚子市）から下田（静岡県下田市）までの沿岸で大津波が発生し、地震と津波による被害者は1万人余、被災家屋約3万戸ともいわれる。

宝永の富士山噴火は、現在までの歴史上最後の噴火で、宝永4年11月22日、西暦1707年12月16日の午前10時

¹ 本論文は、『文明』投稿規定に基づき、レフェリーの査読を受けたものである。原稿受理日：2015年1月6日

頃、富士山の南東部の斜面、標高 2,100m から 3,100m 付近より突然大規模な噴煙が上がった。この噴火跡が現在の「宝永山」である。前日の夜には山麓一帯で数十回におよぶ強い地震に見舞われたという。宝永の富士山噴火では、大量の火山灰を吹き上げたことが被害を大きくし、折りからの強い南西風に乗って、遠くは江戸まで火山灰が降り注いだ。とりわけ被害が大きかったのは、西相模の小田原藩領の村々であった。当時の史料では「砂降り」「降砂」と記載されているのが主で、宝永 4 年が亥の年であったことから、「亥の砂降り」とも呼ばれている。

西相模を本拠とする小田原藩領にとってみれば、元禄大地震からわずか 4 年後の大災害であった。なお、富士山噴火のひと月余り前、10 月 4 日（西暦 10 月 28 日）には東海道から紀伊半島、さらには四国にいたるまでの広範囲に同時多発的に大地震が発生している。遠州灘沖から紀伊半島沖を震源地とする東海地震、南海地震連動型大地震で、マグニチュードは 8.4 と推定されている。「亥の砂降り」に対して「亥の大変」と呼ばれた大地震であった。

これらの災害に関連があるか否かについては、もちろん科学的な検証が必要であろう。ただ、“歴史災害”を歴史学的に検証しようとする本稿において、筆者の課題は、このような連続した大災害が小田原藩とその領域の村々にどのような影響をもたらしたかということである。とはいえ、それは単に被害の実態から復興の過程を描くことではない。ここでは小田原藩領と藩領村々に残る年貢収納に関する史料をデータ化し、その回復状況を分析することで、災害と復興に関する問題を考えていきたいと思う。年貢データを分析の対象とするのは、米穀生産を社会の基準におく江戸時代にあって、経済はもちろん、それゆえに政治―藩政と幕政、社会、文化に関わる問題となるからである。そこには年貢の徴租法をめぐる藩固有の問題などが含まれるが、その詳細については別稿を準備することにして、本稿では、あくまでも年貢のデータ分析に注力し、年貢回復のアウトラインを描いていきたい。なお、本稿では、小田原藩領全体の年貢データについて検討し、次号で小田原藩領のいくつかの村々の年貢データについて検討したい。

2. 元禄大地震と宝永富士山噴火に対する小田原藩の災害認識

小田原藩は、相模国小田原城（神奈川県小田原市）を居城とする譜代の中藩で、藩領の拝領高は 11 万 5,000 石であった。元禄大地震が発生する 17 年前の 1686（貞享 3）年に、譜代大名で幕府老中を務めていた大久保忠朝が下総国佐倉（千葉県佐倉市）より転封となり、以後、幕末まで大久保氏が藩主となっていた。ここでは、小田原藩領全体の年貢データを分析するにあたって、その前提として、小田原藩が元禄大地震と宝永富士山噴火の被害についてどのように考えていたかについて検討しておきたい。次の史料は、松平定信による寛政改革の一環として海防体制の強化が企図された際に、その意向を受けた藩主大久保忠朝が老中戸田氏教に対して小田原藩の窮状を訴えた書面に添えて、家臣の小川佐一右衛門が提出した「別紙」の写しである³（以下「嘆願書」とする）。宝永の富士山噴火から 84 年後のことであった。以下、現代語に訳してまとめたものを示すことにする。

- ①大久保氏が小田原を再拝領した貞享 3 年（1686）以来、追々加増を受けてきたが（当時の拝領高 11 万 3,129 石余）、全体の物成（年貢）は、肥前唐津（佐賀県唐津市）時代の拝領高 8 万 3,129 石余と比べてもかなりの減少となっている。それでも元禄から宝永の頃（18 世紀前後）までは、米 5 万 1,040 石余、取永 3,700 貫余の収納があった。
- ②ところが、元禄 16 年（1703）におこった小田原大地震とその際の出火の被害で、城廻り・家中屋敷から町郷にいたるまで壊滅的な打撃を受けてしまった。この復興資金として幕府から 1 万 5,000 両を拝借するとともに、当座の手当てとして城廻りの普請金に 10 万両余、町郷中までの手当てとして 6 万余両が出費となり、大借財を抱えてしまった。
- ③さらに引き続いておこった宝永 4 年（1707）の富士山噴火による「焼砂吹出」の被害で、相模国（神奈川県）・駿河国（静岡県）・伊豆国（同）領分の内 5 万 6,000 石余が亡所（荒廃地）となり、夫食（食料）などの手当てで多大な出費がかかった。
- ④ただし、その際には被災地 118 カ村が上知となり、三河国（愛知県）・美濃国（愛知県）・播磨国（兵庫県）・伊豆国に代知（229 カ村）が与えられ、幕府の手で復旧工事

を行なった後、享保元年（1716）、延享4年（1747）の2度に分けて返還されたが、噴火以前の収納と引き合わせれば、1万120石の減少となった。

この点に関して付け加えれば、降灰そのものの被害とともに、その影響による酒匂川の洪水の被害が甚大であった。噴火後の大雨で大量の降灰が酒匂川に流入したことによって、大口堤をはじめとする治水施設がことごとく破壊され、流路がかわってしまうほどの被害を受けた。それがまた洪水の頻発を招いたことから、幕府の復旧工事も酒匂川の治水に大きな労力を傾けざるを得なかった。

- ⑤返還されたとはいえ、そもそも酒匂川自体が降灰の流入で川床が高くなり、洪水を引き起こしやすくなったことから、川付きの村々は常にその被害の危険にさらされている。さらに噴火以来土地柄が変質したことによって、十分な収穫が期待できないようになった。
- ⑥それでも百姓たちの努力によって、近來はどうか再開発も進んではいるが、上知を受けた村々の年貢米は1万3,300石程度で、元禄の頃と比べれば9,000石余の減少となった。
- ⑦さらに、延享4年（1747）に被災地が返還された際に、播磨国（兵庫県）・河内国（大阪府）両国内の旧領2万石余も美作国（岡山県）へ所領替えとなったが、美作は元來が困窮しているため、勸農の手当てを尽くしてもその甲斐がなく、格別の収納減となってしまった。その上大坂運送費用など両国に比べても損失が大きい。
- ⑧ともかく相模国をはじめとして、遠近都合7カ国に領地が分かれているため、「諸事不都合」である。
- ⑨天明2年（1782）には両度の地震で城内や関所、往還から家中・町郷まで被害を受け、幕府から5,000両を拝借してその復旧にあたったものの、当時の借財は2万両におよぶありさまであった。
- ⑩寛政3年（1791）の領内大洪水と高潮によって、田畑はもとより、道路や人家まで多数流失し、損毛高1万7,800石余にもものぼる被害を被った。そのため先延ばしにできないような場所から急ぎ普請をはじめたが、それも数百カ所におよぶために莫大な費用が必要となった。それでも復旧予定地高2万2,000石余の内には「永荒」（復旧できないほど荒廃した土地）となりそうな場所も多い。

- ⑪享保17年（1732）に子細があって酒匂川付きの9カ村、高6,000石余の村々を代知も受けず幕府に上知してしまった。補足すれば、この9カ村は酒匂川東岸の金手村・西大井村（以上、神奈川県大井町）・鬼柳村・桑原村・成田村・飯泉村（以上、同県小田原市）などの村々で、酒匂川流域の中でも洪水の被害を受けやすい東側堤防付きの村々である。宝永の富士山噴火後、一旦は藩領に復帰したものの、度重なる洪水に対して藩が十分な対策を講じることができなかったことから、独自に幕府に川除普請を願い出るなどの行動をおこしている。そこで自力では復旧が困難であると判断した藩当局が9カ村の上知を願い出て許可されたのであるが、当初はこれに対してしかるべき代知が下される約束であった。ところが、家重の將軍襲封にともなう領地判物の発布に際して、この分を藩領の改出新田（新たに造成した田畑で、検地が実施された耕地のこと）の内で補填し、これを本高として組み入れる旨が申し渡された。そのためこの9カ村、6,000石余の場所が全くの収納減となってしまった。この「嘆願書」には、元禄大地震と宝永富士山噴火による被害とその後の経緯について詳述されている。②が元禄大地震の被害で、③④⑤が宝永富士山噴火の被害とその後の経緯を記したものである。そしてここでの問題は、こうした大災害の結果として①⑤⑥⑦⑧⑩⑪にみられるように、年貢収納の減少について逐一書き上げていることである。ただし、年貢収納の問題は、ただ単に被害状況が関連するだけではない。④にあるように、富士山噴火でもっとも被害の大きかった小田原藩領では、被災した相模国の村々118か村を一旦幕府に預け（上知という）、幕府が復旧工を行なった後で藩に返還するという措置をとっている。表1にあるように被災地についてはこの他駿河国（静岡県）でも79か村が上知されており、2か国合計で197か村、6万6,018石余となっている。その代わりに播磨国、美濃国、三河国、伊豆国で合計229カ村が与えられた。小田原藩は東海道箱根関所をはじめとして、6か所の関所を管理する関東の西の守りを勤める唯一無二の藩である。幕府はそれゆえに特別な対応をしたのであった。しかも、富士山噴火の被害は、相模国も領地では④⑤にあるように、火山灰が流れ込むことで、酒匂川をはじめとする治水の問題が最大の懸念となっていた。年貢の回復、ひいては土地生産力の回復は、火山灰土の除去と治水政策をセ

ットにして進めていかなければいけない問題だったのである。

それでは、実際の小田原藩の年貢収納は、どういった曲線を描くのであろうか。データを元にこの「嘆願書」を跡づけてみたい。

3. 小田原藩領の年貢データからみる年貢米永の回復過程

具体的なデータの分析をする前に、江戸時代の年貢制度について本稿に必要な限りでまとめておきたい。

江戸時代の年貢は、基本的に米で納め（米納年貢制）、行政体としての「村」を単位として徴収されることになっている（年貢村請制）。ただし、関東の農村では、田方の年貢は米で上納するが、畑方の年貢については「永」で上納することが多い。「永」は永楽通宝（永楽銭）のことである。「永楽通宝」は、明が1408（永楽6）年から鑄造した青銅銭で、室町時代から日本にも流通したが、江戸幕府が1636（寛永13）年に「寛永通宝」をつくって以後姿を消した。ただし、江戸時代の銭が金1両＝銭4貫文＝4,000文（相場で変動する）であったのに対し、永は金1両＝永1貫文＝1,000文で計算したことから、明治初年まで畑方年貢の単位として使われた。実際には、ここからさらに計算して江戸時代の金貨、銀貨、銅貨で上納するのである。これを「関東畑永法」といい、駿河と伊豆の領地を含めて小田原藩領でも田方年貢は米で、畑方年貢は永で計上された。

さらに、年貢の徴租法としては反取法が用いられていた。

反取法は、実際に稲の実りを計測することで（検見という）、その収穫量に応じて1反（約1アール）あたり^{じょうでん ちゅうでん}上田・中田・^{げでん}下田などの等級ごとに分けた田畑と屋敷地の年貢額を、例えば上田1反あたり〇石〇斗、あるいは^{じょうばた}上畑1反あたり永〇〇文などと定め、それに反別（面積）を乗じて年貢の上納額を決定する方法をいう。これに対して村の石高（村高）に対して一定の租率を乗じて上納額を決定する徴租法を^{りんどりほう}厘取法というが、関東では一般的に反取法が用いられていた。したがって、田方の年貢は米、畑方の年貢は永と、個別にデータ化する必要がある。図1は小田原藩領全般における田方年貢米の変遷を、また図2は同じく畑方年貢永の変遷を示したものである。

小田原藩領では図1・図2に示したように、1699（元禄12）年、1708（宝永5）年、1716（享保元）、1748（寛延元）年の年貢量と、1755（宝暦5）年から1836（天保7）年までの連年の年貢量が知られている⁴。1708年は宝永富士山噴火の翌年であり、1716年は上知された小田原藩領の村々の一部が小田原藩領に復帰した年、1748年は残りの村々が小田原藩領に復帰した年である（表1参照）。

3-1 年貢データにみる田方年貢米回復の過程

図1および図2にあるように、1699（元禄12）年から1748（寛延元）年までの4年分については、田方年貢米の総量がわかるだけである。先の「嘆願書」によれば、宝永富士山噴火直前、18世紀の初頭あたりまでは、米5万1,040

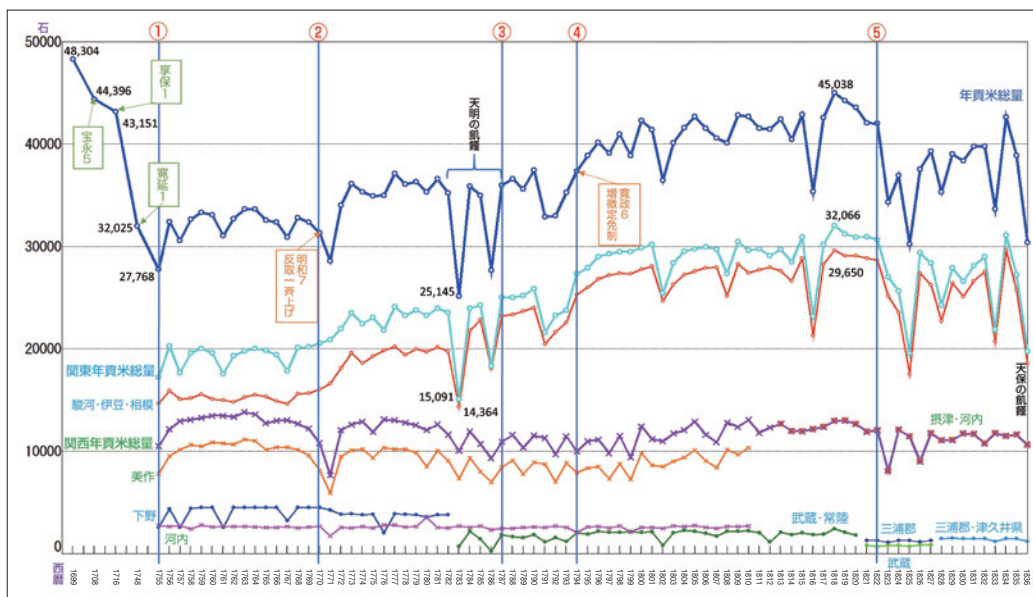


図1

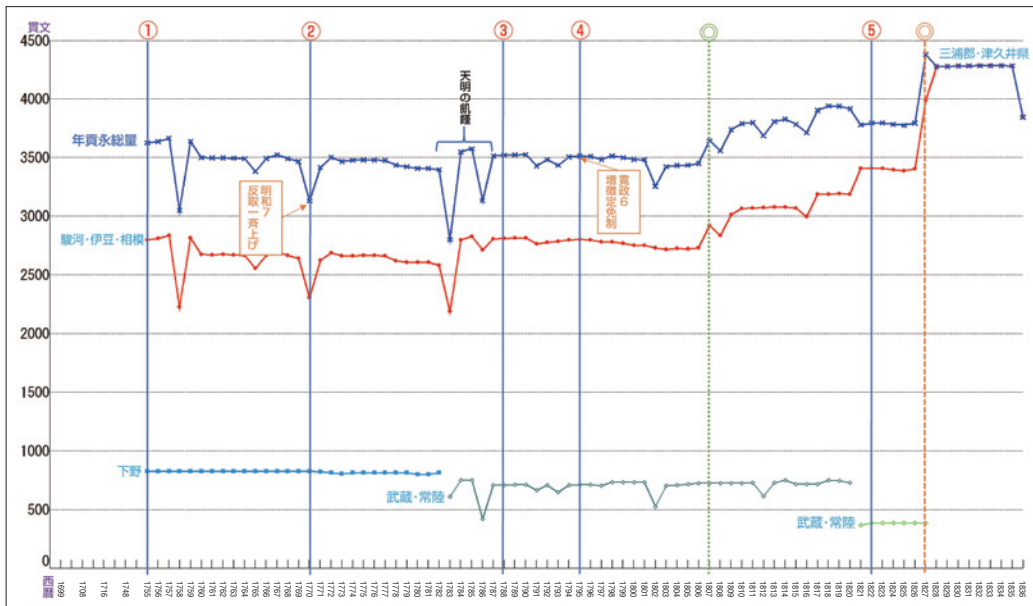


図2

表1 富士山噴火後の小田原藩領上知と返還

年号	西暦	上 知				備考	拝 領					備考	
		国名	村数	石高	新田高		合計	国名	村数	石高	新田高		合計
宝永 4 年	1707	相模国	118	44,066.522	6,690.076	50,756.598	砂降本領上知	播磨国	71	24,145.267		24,145.267	砂降代知
		駿河国	79	12,317.796	2,944.424	15,262.220		美濃国	44	16,239.051		16,239.051	
								三河国	70	6,000.000		6,000.000	
		合計	197	56,384.318	9,634.500	66,018.818		伊豆国	44	10,000.000		10,000.000	
		合計	229	56,384.318		56,384.318				56,384.318			
享保元年	1716	美濃国	44	16,239.051		16,239.051	代知上知	相模国	47	21,557.405	1,917.106	23,474.511	本領御戻し
		三河国	70	6,000.000		6,000.000		駿河国	47	6,390.959	1,916.841	8,307.800	
		伊豆国	28	5,709.313		5,709.313							
		合計	142	27,948.364		27,948.364		合計	94	27,948.364	3,833.947	31,782.311	
延享 4 年	1747	播磨国	71	24,145.267	298.398	24,443.665	代知上知	相模国	70	22,509.117	4,795.276	27,304.393	本領御戻し
		伊豆国	16	4,290.687		4,290.687		駿河国	32	5,926.837	1,027.583	6,954.420	
		合計	87	28,435.954	298.398	28,734.352		合計	102	28,435.954	5,822.859	34,258.813	
		播磨国	54	19,246.257	280.807	19,527.064		本領上知	美作国	30	22,895.249	43.814	

石余の収納があったという。実際の収納量が確認できる1699（元禄12）年段階では、4万8,304石余となっており、2,700石ほど少ないが、だいたい5万石近くの収納があったとみて間違いはないであろう。これが噴火翌年の1708（宝永5）年段階では4万4,396石余となっていて、その差額は3,905石余の減少と以外と少ない。これは先に述べたとおり、被害を受けた村々が幕府領として上知され、代わりの領地を拝領したためである（表1参照）。これを領知替えあるいは所領替え、村替えなどという。さらに上知した村々の一部、相模国・駿河国の合計94か村が返還された1716（享保元）年には4万3,151石余と、1,245石程度の減少ですんでいる。

これは比較的被害が小さかった村々が返還されたためであろう。これが上知した全村が返還された翌年の1748（寛延元）年には3万2,025石余と1万1,126石余が減少しており、1699（元禄12）年に比べれば1万6,279石余、実に33.7%、3分の1以上の減少となっているのである。つまり小田原藩領にとってみれば、大災害の直後よりむしろ、上知した土地が返還された後の方が問題だったのである⁵。

さて、これに対して、1775（宝暦5）年から1836（天保7）年までの間については、田方年貢米の総量だけでなく、各地域ごとの年貢米量も計上されている。ただし、先にも述べたように小田原藩には領知替えの問題がある。この中でも

「^{すんぞう}駿豆相」と呼ばれる^{するがのくに}駿河国（静岡県）・^{いずのくに}伊豆国（同）・相模国（神奈川県）の3国の領地は、小田原城近辺の「^{しろつけりょう}城付領」と呼ばれる城周りの中心となる領地である。これ以外の領地を「飛び地領」と呼んでいる。同じ関東にあっても^{しもつけのくに}下野国（栃木県）の領地は飛び地領であり、また、武蔵国・常陸国の領地やさらには同じ相模国内であっても三浦郡や津久井県の領地も場合によっては飛び地領となった。また、関東以外にも河内や美作国・摂津国（大阪府・兵庫県）などが飛び地領となっている。さらに、年貢集計の単位は、1国単位の場合もあるし、駿豆相のように複数の国にまたがる場合もある。図1

は史料の内容にしたがって作成したものである。図1では、史料の表記以外に関東と関西のそれぞれの領地における年貢量を合計したのもも図示した。なお、1755年段階での領地は相模・駿河・伊豆・下野・美作・河内国の6か国であり、「嘆願書」⑧にある遠近7か国の領地が出現するのは、図1にあるように1783（天明3）年に下野領が上知されて、武蔵国（東京都・埼玉県・神奈川県）と常陸国（茨城県）に領地が与えられて以降のことである。江戸時代後期における小田原藩領の変遷は少し複雑なので、これを表2としてまとめた。まずは1775（宝暦5）年から1836（天保7）年にかけての

表2. 1760（宝暦10）年以降における小田原藩領の移動一覧

年号	西暦	上知				拝領				備考
		国名	郡名	村数	石高	国名	郡名	村数	石高	
宝暦10年	1760	相模国	高座郡		1,399石余	美作国	勝北郡		1,399石余	高座郡内には別に新田あり
安永6年	1777	駿河国	駿東郡		1,208石余	伊豆国	加茂郡		1,280石余	
天明2年	1782	駿河国	駿東郡		846石余	伊豆国	加茂郡		846石余	
天明3年	1783	下野国	芳賀郡	21	17,080石余	武蔵国	多摩郡	11	17,080石余	下野国領の領知替え
						常陸国	河内郡	13		
							真壁郡	3		
						相模国	足柄上郡	8		
							足柄下郡	5		
駿河国	駿東郡	10								
			3か国5郡	50						
天明5年	1785	伊豆国	加茂郡	32	6,644石余	伊豆国	君沢郡	20	6,644石余	
						駿河国	駿東郡	8		
							富士郡	2		
			2か国3郡	30						
文化9年	1812	美作国	久米北条郡	22	24,294石余	摂津国	住吉郡・東成郡	16	24,294石余	美作国領の領知替え→摂津・河内（大坂）周辺への一円化
			久米南条郡	5						
			勝北郡	7						
			1か国3郡							
文政3年	1820	常陸国	河内郡	13	5,457石余	相模国	三浦郡	17	5,457石余	海防政策→浦賀援兵による領知替え
			真壁郡	3						
			1か国2郡	16						
文政4年	1821	相模国	三浦郡	1	34石余	相模国	三浦郡	2	34石余	
文政10年	1827	武蔵国	多摩郡	10	3,640石余	相模国	津久井県	12	3,640石余	関東の領地を小田原城下周辺へ＝駿豆相
			葛飾郡	5						
			1か国2郡				15	1か国2郡		
文政12年	1829	相模国	津久井県	2	1,049石余	相模国	大住郡	2	1,049石余	
			大住郡	2						
			1か国2郡				4	1か国2郡		
天保14年	1843	相模国	三浦郡	17	5,457石余	相模国	足柄上郡	9	5,457石余	海防政策→浦賀援兵から下田援兵への切り替えに伴う領知替え～天保改革
							足柄下郡	3		
							大住郡	17		
							洺綾郡	5		
							愛甲郡	5		
							津久井県	3		
			1か国6郡	42						

全体的な田方年貢米収量の変遷についてみていきたい。年貢米の収量は、多少の上下を繰り返しながらも、宝暦期＝18世紀後半の3万3,000石台から文政初年＝19世紀前半の4万4,000石台へと、60年余の間に1万石強の増加をみせている。この間駿豆相領分の収量が1万5,000石台から2万9,000石台と伸びており、しかも全体的な収量の示す線は、駿豆相領分の収量の変化を示す線とほぼ同形を描いている。1707（宝永4）年の富士山噴火以後、これら被災地の復興状況が全体の年貢米収量に直接的に反映していることがわかる。ただし、米穀をはじめとする作物の収穫については、その年の天候状況などが大きな影響を与えるので、この間の災害について書き上げると以下ようになる。

- ・1771（明和8）年＝美作領飢饉
- ・1782（天明2）年＝小田原地震 →「嘆願書」⑨
- ・1783（天明3）年・1756（同6）年＝天明の飢饉

- ・1791（寛政3）年＝酒匂川の洪水 →「嘆願書」⑩
- ・1802（享和2）年＝酒匂川の洪水
- ・1823（文政6）年＝酒匂川の洪水
- ・1825（文政8）年＝天候不順→「青稻立用捨引」＝稲の開花時期に台風に見舞われる
- ・1833（天保4）年・1836（同7）年＝天保の飢饉

これらの影響を含めてみていくと、この期間はだいたい5つの画期に分けることができそうである。図1にあるように①1755（宝暦5）年をはじめとして、②1770（明和7）年、③1787（天明7）年、④1794（寛政6）年、⑤1822（文政5）年の5つである。それぞれの画期を明確にするために、別に表3として、前後5か年における平均収穫高を算出した。それぞれの画期ごとにその特徴をみていくことにしよう。

【第1期】1755（宝暦5）年～1769（明和6）年
この時期の年貢米全体の収量は、いくつかの上下動があ

表3. 小田原藩領年貢米永の5か年平均

年号	西暦	藩領国名	駿豆相年貢米	差引	年貢米合計高	差引	年貢永	年貢総高(米+永)	差引	備考
元禄 12～同 16	1699～1703	伊豆・駿河・相模・播磨・河内・下野			48,304.1		3,997:500	52,301.6		播磨・河内・下野は元禄13年～宝永元年
宝永 5～正徳 2	1708～1712	伊豆・駿河・相模・播磨・河内・下野・美濃・三河			44,396.6	-3,907.5	1,468:900	45,865.5	-6,436.1	
享保 1～同 5	1716～1720	伊豆・駿河・相模・播磨・河内・下野			43,151.5	-1,245.1	2,670:300	45,821.8	-43.7	
寛延 1～宝暦 2	1748～1752	伊豆・駿河・相模・河内・下野・美作			32,025.2	-11,126.3	3,684:800	35,710.0	-10,111.8	
宝暦 5～同 9	1755～1755	伊豆・駿河・相模・河内・下野・美作	15,285.5		31,366.7	-658.5	3,525:000	34,891.7	-818.3	請免制実施
明和 2～同 6	1765～1769	伊豆・駿河・相模・河内・下野・美作	15,233.1	-52.4	32,222.7	856.0	3,473:400	35,696.1	804.4	反取率増加直前
明和 7～安永 3	1770～1774	伊豆・駿河・相模・河内・下野・美作	17,805.7	2,572.6	33,091.2	868.5	3,401:100	36,492.3	796.2	反取率増加
安永 7～天明 2	1778～1782	伊豆・駿河・相模・河内・下野・美作	19,805.7	2,000.0	35,919.1	2,827.9	3,416:400	39,335.5	2,843.2	下野領上知直前
天明 3～同 7	1783～1787	伊豆・駿河・相模・河内・美作・武蔵・常陸	20,054.9	249.2	31,931.9	-3,987.2	3,316:200	35,248.1	-4,087.4	下野領上知 天明の飢饉
寛政 1～同 5	1789～1793	伊豆・駿河・相模・河内・美作・武蔵・常陸	22,484.9	2,430.0	34,842.7	2,910.8	3,481:200	38,323.9	3,075.8	定免制導入直前
寛政 6～同 10	1794～1798	伊豆・駿河・相模・河内・美作・武蔵・常陸	26,554.9	4,070.0	39,305.6	4,462.9	3,507:800	42,813.4	4,499.5	定免制導入
文化 10～同 14	1813～1817	伊豆・駿河・相模・河内・摂津・武蔵・常陸	26,562.0	7.1	40,754.7	1,449.1	3,809:600	44,564.3	1,750.9	美作領上知 / 摂津領拝領
文政 1～同 5	1818～1822	伊豆・駿河・相模・河内・摂津・武蔵・常陸	33,091.3	2,532.9	43,373.8	2,616.1	3,896:100	47,269.3	2,702.6	最盛期
文政 4～同 8	1821～1825	伊豆・駿河・相模・河内・摂津・武蔵	24,757.1	-4,337.8	37,128.6	-6,242.2	3,787:800	40,916.4	-6,350.5	常陸領上知 / 三浦郡拝領
文政 11～天保 3	1828～1832	伊豆・駿河・相模・河内・摂津	25,697.4	940.3	38,477.1	1,348.5	4,282:800	42,759.9	1,843.5	武蔵領上知
天保 1～同 5	1830～1834	伊豆・駿河・相模・河内・摂津	25,920.9	223.5	38,856.1	379.0	4,286:100	43,142.2	382.3	
天保 3～同 7	1832～1836	伊豆・駿河・相模・河内・摂津	24,440.3	-1,480.6	37,075.9	-1,780.2	4,198:600	41,274.5	-1,867.7	天保飢饉期

注) 年貢米の単位は「石」、年貢永の単位は「:」で「貫」、以下「文」

るものの、だいたい一定していて、平均は3万2,140石余となっている。駿豆相領分の収量もまた全体的に低く抑えられており、平均は1万5,224石余である。これを補うのが美作・河内と下野の領地であるが、下野領は各年で収量にばらつきがあり、それが関東の収量および全体の収量に直接反映している状況を見ることができる。また、関西の飛び地領では、美作領の不安定さがそのまま年貢収量の増減に影響を与えている。「嘆願書」⑦にある美作領の収納の劣悪さは、こうした年貢データからも証明することができるのである。これに対して河内領の年貢量は、第4期までほぼ一定で安定していることがわかる。関西の飛び地領の年貢米に関しては、次の第2期も第1期と基本的にかわらない。

【第2期】1770（明和7）年～1786（天明6）年

これは特に政策として明言された^{ふれがき}触書などが出ているわけではないが、後に分析するように、各村の^{ねんぐわりつけじょう}年貢割付状を検討すると、1770（明和7）年に田方、畑方ともに反取額の一斉引上げによる年貢の増徴が行なわれていることがわかる。当然のことながら、それが年貢米の増額となって表れている。第2期には1771（明和8）年に美作領が飢饉となり、また1783（天明3）年と1786（同6）年には天明の飢饉が起きている。特に天明の飢饉は、駿豆相などの城付領と関東の領地に大きな影響を与えたことが分かる。ただし、この3回の飢饉の前後の年をみても、飢饉の影響が1年限りであったことも分かる。全体の年貢米収納量は平均で3万3,870石余、駿豆相の収量は1万9,084石余と第1期に比べれば増収額はそれほど多くはないが、飢饉の年を除くと全体の年貢米収量が平均で3万5,115石余、駿豆相領分が1万9,670石余となる。しかし表3によれば、天明の2度の飢饉を挟む1783（天明3）年から87（同7）年の5か年の平均は駿豆相領分では2万0,054石余となっており、これはこれ以前の5年間と比べても249石余とはいえ、増加している点は注目に値しよう。飢饉がなければ比較的順調に回復できたであろうことが推測できるということである。

さらに、駿豆相を含むこの時期の関東における年貢米を考えていく上で考慮すべきことがある。下野領21か村1万7,080石余が上知され、その代替地の一部として相模国足柄上下郡内に6,883石余の他、常陸国・駿河国で30カ村を拝領したことである。下野領の上知については、藩から願い出ていることが確認できる⁶。下野国では天明の飢饉後、大幅

な人口減少とそれに起因する荒れ地の増大という「農村荒廃」現象が起きるので、結果としてそれを回避したことになる⁷。

【第3期】1787（天明7）年～1793（寛政5）年

天明の飢饉後の状況である。前述したように、凶作の年には大幅な年貢減があったものの、1791（寛政3）年の洪水とその翌年の減少を除けば、おおよそ第2期の年貢額を回復しているといえよう。第3期における年貢米総額の平均は3万5,524石余、駿豆相は2万3,041石余と、特に駿豆相領分の回復が順調であったことが伺える。

【第4期】1794（寛政6）年～1823（文政4）年

少々期間が長いですが、この第4期が年貢米の本格的回復期ということができよう。その1番の要因は、1794（寛政6）年2月付で、富士山噴火以来の減免措置を止めて、^{じょうめんせい}定免制を採用したこと、それによる年貢の増額を申し渡したことである。次の史料は、その際の触書⁸であり、現代語訳して記すこととする。

その村々は、宝永年中砂降り（宝永4年＝1707の富士山噴火による降灰の被害）以来、その後も度々の水害等で、貞享年中御引き渡しの御取箇（貞享4年＝1687の小田原拝領後の年貢）に比べても格別の減少となつたので、財政の基礎も立てることができず、年を重ねるごとに借金で凌ぐような有様で、次第に借金が嵩み、この時期にいたっては借金を融通してくれるものもいなくなつてしまった。殿様（嫡男大久保忠真）も殊の外御苦勞なされ、大殿様（藩主大久保忠頼）もとても心を痛められていて、その上家臣への俸禄米支給も減少を命じており、一同に苦勞をかけているが、拝領した石高に応じた軍役その他のお勤めは欠かすこともできず、もはや借金の道も尽き果てたので、やむを得ず、年貢収納を増額するようにしたい。最も、村方も右の災害以来は地質がよくないので、これまで数十年の間年貢の徴収率を下げる処置をし、その上出来がよくない年はその分を差し引き、その他村方が特に苦しい時は免除するような措置もしてきた。…（中略）…この度、先年の年貢率と引き合わせ、さらに当時の村の様子や実り具合に応じて、別紙之通り当寅の年より来たる亥の年まで10か年の間定免を申しつける。定免を申しつけるにあたっては、その年の気候により風損・水損・虫付きの被害など、また、実

りがよくない場所など、別紙の年貢率に満たない分は検見を願い出ること。…（後略）

通常、定免制は過去数年間の実績などにもとづいてあらかじめ3年間、5年間など一定期間の年貢量を決定し、豊作・凶作に関わりなく毎年その年貢量を徴収する方法をいう。ただし、小田原藩の場合は、田畑・屋敷地とも各等級ごとに1反当りの年貢量を一定とし、10年の間、この反取額を維持することを称して「定免」と呼んでいる⁹。

ここで強調しておきたいことの一つは、各村の年貢割付状などで確認する限り、この時決定した反取の定免額は、基本的に以後も変更されることなく、10年ごとに切り替えられて明治維新を迎えるということである。それは、これ以降、直接の年貢増徴策が行なわれなかったことを示している。反取額が一定であるから、後はこれに乗じる耕地の面積が問題となる。田畑の再開発が進み、天候がよければ年貢米の量は増えていくが、逆の場合は年貢額が減少する。また、天候不順などによる凶作の場合は、検見をしてこの反取額＝定免も変更することを認めているのである。このことは、年貢米の増徴に関する直接的な政策が、この段階で限界を迎えたことを示している。少し先回りすれば、小田原藩も藩財政の窮乏に苦慮しているのであるが、それは年貢の増額という手段以外の方法を模索せざるを得ないことを示している¹⁰。

2つ目として、1812（文化9）年に美作領34カ村2万4,294石余が上知となり、代わりに摂津国・河内国内で代替地を拝領したということである。図1にも明らかなように、この時期にいたるまで美作量の年貢米収量は上下動を繰り返しており、不安定な様子のみてとることができる。この領知替えは、1783（天明3）年の下野領の上知と同じく、小田原藩側から幕府に願い出て実現していったものであった¹¹。特にこの時期の藩主大久保忠真は、1804（文化元）年に幕府寺社奉行兼奏者番首席に就任したのを皮切りに、1810（同7）年に大坂城代、1815（同12）年に京都所司代、1818（文政元）年に老中と栄進するが、その過程で関東の領地を小田原近辺（駿豆相）に、関西の飛び地を大坂周辺に集約することを企図して実現させていくのである。先の「嘆願書」⑧にあった、領地が7か国にまたがっていて難儀しているという訴えは、ここで5か国となった上に小田原近辺と大坂近辺に集約することで解消されたのであった。

これらの結果、年貢米の総量は平均で4万1,058石余、

駿豆相では同じく2万7,284石余まで回復をみせる。最高額は1818（文政元）年の年貢米総量4万5,038石余、駿豆相領分で2万9,650石余となっている。ここに来て、特に天候がよければ、ほぼ富士山噴火前の基準まで回復してきていたとみてよいであろう。それは特に文政初年（1818～）のことであったから、1707（宝永4）の富士山噴火から実に100年余の時を要していたことになる。安易な物言いや単純な推測は戒めなければならないということを重々承知した上で、広範な火山灰の被害から生産力が回復するには、100年以上の時を要するのだということは理解しておいた方がよいではないだろうか。

【第5期】1824（文政5）年～1836（天保7）年

18世紀も四半世紀を過ぎ、半ばに入ってくると年貢米の収穫量がまた下がってくる。第4期で述べたように、1反当りの年貢米額は一定なのであるから、これは天候不順やそれによる耕地の荒廃といったことが主な要因になってくる。実際、1823（文政6）年の酒匂川洪水をはじめとして、1825（同8）年には稲の開花時期に台風が襲われたことで不作となり、そして1833年（天保4）年と36年（同7）年にはいわゆる天保の飢饉に見舞われた。台風や大雨、冷夏といった天候不順が新たな影を落としてきたのである。この時期の年貢米総量の平均は3万7,224石余、駿豆相は2万4,778石余まで下がっている。なお、ここでは天保飢饉時より1825年の天候不順の被害の方が大きかったことを指摘しておきたい。

藩領全体の年貢米量についてはこの後基本的なデータが残されていないものの、各村の年貢データの分析によれば以後も年貢米が回復することはないようである。それがまた幕末の藩財政や藩政に影響を与えていくことを考慮しておく必要がある。

3-2 年貢データにみる畑方年貢永回復の過程

畑方年貢を永で算出するのは駿豆相と関東の領地のみである。比較のために図2にも図1と同じ5つの画期を図示しておいた。貨幣で上納する田方の年貢は、生産物で上納する田方と違って変動そのものが少ない。年貢米と同じように、天明の飢饉や天保の飢饉といった天候不順の時には年貢永も下がっているが、例えば1756（宝暦6）年や1770（明和7）年など、単年でみた場合、田方年貢米の増減とは異なる事象もみられる。特に1770年は田方年貢米が増額された年

であるが、その後に顕著な違いはみられない。何より、田方年貢米でみられた画期がそのまま畑方年貢永に適用できるとはいえないようである。

畑方年貢永については、総量も駿豆相領分も減少の年を除けば、1760（宝暦10）年から1777（安永6）年までは、平均3,460貫文、2,641貫文程度でほぼ一定であるといつてよいであろう。しかしながら、1759（宝暦9）年以前が年貢永総量平均3,524貫文、駿豆相領分2,697貫文であったのとは比べると若干減少の傾向にある。これは以前には米作のできない田方を畑として使い、年貢永を徴収するという措置が行われていたことから、その名残りと考えられる¹²。1777年以降はまた若干の減少をみせるが、天明の飢饉をはさんだ時期にむしろ増額に転じ、年貢米の場合は第3期にあたる1787（天明7）年以降はまた、1760（宝暦10）年から1777（安永6）年の水準に戻るようである。この間、下野領の年貢永については平均820貫文程度で一定していることを付け加えておきたい。

畑方年貢永の変遷について1つの転機となったのが、1807（文化4）年で、ここから明らかに年貢永の増加がみられる。1807年から20（文政3）年までは武蔵（東京都・埼玉県）・常陸（茨城県）領の不作に応じて減少の年があるものの、年貢総量で3,646貫文余、駿豆相分で2,921貫文余から同じく3,919貫文余、3,189貫文余まで段階的に増加していく傾向がみられる。ところが、1821（文政4）年からは年貢永総量は3,780貫文余と減少に、駿豆相領分は逆に3,411貫文余転じてその水準を維持しながら、1827（文政10）年に年貢永総量4,380貫文余、駿豆相分3,992貫文余と急伸するのである。これらの背景には、図2および表2にみられるように、相模・武蔵・常陸をめぐる領知替えの問題が関係しているものと思われる。実際、1829（文政12）年には武蔵と常陸の村々が上知となり、代わりに相模国三浦郡と津久井県に領地が与えられたことで、年貢永の総量と駿豆相分が4,279貫文余と1本化しているのである。

4. 小括と課題

小田原藩領全体の田方年貢米と畑方年貢永の変遷を分析することで、1703（元禄16）年の小田原大地震と1707（宝永4）年の富士山噴火後の年貢の回復傾向について検討した。田方年貢米についていえば、連年の記録が残る1755（宝暦

5）年以降では、①1755（宝暦5）年、②1770（明和7）年、③1787（天明7）年、④1794（寛政6）年、⑤1822（文政5）年の5つの画期があることを指摘した。これには荒廃した耕地の再開発などの復興事業だけではなく、領知替えの問題と天候の問題が深く関係していることも指摘した。領知替えについては、特に富士山噴火による降灰の実害と、火山灰が河川に流れ込んで洪水を引き起こしやすくなることへの対応としての治水問題から大規模な領知替えが行われたこと、年貢米の回復のためにはこうした領知替えが重要な要素を占めていたことを指摘した。そのために小田原藩としては、災害の被害直後より、むしろ災害の復旧工事を進めるために、いったん幕府に上知した土地が返還されてからが問題であった。しかしながら、ここで採用したデータでは、年代的、史料的に限界がある。また、このような全体的な年貢米永の変遷と個別の村々の年貢の変遷とがどのような関係にあるかも具体的な検討が必要であろう。それが次の課題である。

注

- 1 北原糸子他編『日本歴史災害事典』（吉川弘文館2012年）。なお、歴史災害の基本的なデータについては、本書の他に宇佐美龍夫『新編 日本被害地震総覧』（東京大学出版会、1996年初版）等を参考にした。
- 2 元禄大地震と宝永富士山噴火については多数の文献や論文があり、『小田原市史』『南足柄市史』『開成町史』『大井町史』『小山町史』等の多数の自治体史でも資料編に多数の史料が収録され、通史編に記述がある。『小田原市史』通史編 近世（2000年）には、参考文献一覧が収録されているので、参照されたい。また、内閣府が編集した『1703 元禄地震報告書』（防災担当、2013年）、『1707 富士山宝永噴火報告書』（中央防災会議、2006年）は同サイトからダウンロードできるようになっている。
- 3 小田原市立図書館所蔵 岩瀬家文書「仮題（藩士覚書）」。なお、この嘆願書については、拙稿「小田原藩における俵禄米問題と行財政の改革」森山恒雄教授退官記念論文集『地域史研究と歴史教育』（熊本出版文化会館、1998）参照のこと。
- 4 1748（寛延元）年以前は、小田原市立図書館所蔵岩瀬家（旧加藤家）文書より。1755（宝暦5）年以降は、『二宮尊徳全集』第4巻に収録されたもので、『神奈川県史』資料編5 近世（2）資料No.16・No.17に再録されている。
- 5 領地返還後の課題としては、荒廃地の再開発や新田開発などが問題になる。この件に関してはさらに、安永～天明期（1772～89）における瀬戸堰の開削、1787（天明7）年の金子村等の新堰開削願い、1799（寛政11）年に開通した荻窪堰等、生産力回復ないしは向上のためのさまざまな政策や方途についても検討されなければならないが、ここでは指摘だけにとどめておきたい。
- 6 注（3）小田原市立図書館所蔵 岩瀬家文書「仮題（藩士覚

- 書)」.
- 7 「北関東農村荒廃」については、筆者も以下の論文を発表している。「北関東農村「荒廃と検地—黒羽藩「地押改」検地を中心に—」『関東近世史研究』第17号(1984年)、「近世中後期北関東の社会構造—人口の流動化と都市—」『関東近世史研究』第20号(1986年)
 - 8 『小田原市史』史料編 近世Ⅲ 藩領2 史料No.6など.
 - 9 小田原藩の徴租法については、ここにいたるまでもさまざまに試行錯誤があるが、これについてはまた別稿を準備したい.
 - 10 拙稿「小田原藩における俸禄米問題と行財政の改革」森山恒雄教授退官記念論文集『地域史研究と歴史教育』(熊本出版文化会館, 1998年)
 - 11 注(3)小田原市立図書館所蔵 岩瀬家文書「仮題(藩士覚書)」.
 - 12 この点については次号、各村の年貢割付状を分析する中で検討していきたい.